公益財団法人函谷鉾保存会　定款

第１章　総　　則

（名称）
第１条　この法人は、公益財団法人函谷鉾保存会（かんこぼこほぞんかい）と称する。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町８９番地に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、重要有形民俗文化財京都祇園祭山鉾の函谷鉾を保存するとともに、重要無形民俗文化財、ユネスコ無形文化遺産京都祇園祭の山鉾行事に参加する函谷鉾に関わる行事を維持継承し、日本の伝統文化及び芸術の振興に寄与することを目的とする。

（事業）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）函谷鉾の保存
（２）京都祇園祭山鉾行事への参加
（３）函谷鉾及び祇園祭に関する資料の蒐集
（４）その他前条の目的を達成するために必要な事業

第３章　資産及び会計

（基本財産）
第５条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第１及び第２の財産は、この法人の基本財産とする。
２　基本財産の一部を処分または基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。
３　別表第２の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１６号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

（事業年度）

第６条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）
第７条　この法人の事業計画及び予算については、前事業年度中に、理事長が次の書類を作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
（１）事業計画書
（２）収支予算書
（３）資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
２　前項の書類については、理事会の承認を得たことを証する書類とともに、毎事業年度開始日の前日までに京都府知事に提出しなければならない。

（事業報告及び決算）
第８条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事による監査を受けた後、理事会の承認を得るものとし、第１号及び第２号の書類については、定時評議員会の承認も得るものとする。
（１）計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書
（２）財産目録
（３）理事及び監事並びに評議員の名簿
（４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類。
（５）役員等の報酬等の支給の基準を記載した書類
（６）その他内閣府令で定める書類
２　前項の書類は、監査報告とともに、毎事業年度終了後３箇月以内に京都府知事に提出しなければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）
第９条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第４８条の規定に基づき、毎事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第１項第４号の書類に記載するものとする。

第４章　評議員

（評議員）
第１０条　この法人に評議員３名以上５名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第１１条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１７９条から第１９５条の規定に従い、評議員会において行う。

２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（１）各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者または３親等内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロまたはハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ　ハまたはニに掲げる者の配偶者

へ　ロからニに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（２）他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者または管理人の定めのある者にあっては、その代表者または管理人）または業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人または同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう）または認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

（３）評議員のうちには、理事のいずれか１人とその親族その他特殊の関係がある者の数または評議員のうち、いずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（評議員の任期）
第１２条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
２　補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
３　評議員は、任期の満了または辞任により退任した後も、第１０条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬）
第１３条　評議員は無報酬とする。

第５章　評議員会

（評議員会の構成）
第１４条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（評議員会の権限）
第１５条　評議員会は、次の事項について決議する。
（１）評議員、理事及び監事の選任または解任
（２）計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の承認
（３）定款の変更
（４）基本財産の処分または除外の承認
（５）その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項
２　前項の規定に関わらず、個々の評議員会においては、その評議員会の開催目的である事項以外を決議することはできない。

（評議員会の開催）
第１６条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３箇月以内に開催する他、必要がある場合に開催する。

（評議員会の招集）
第１７条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（評議員会の決議）

第１８条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定に関わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上にあたる多数をもって行われなければならない。
（１）監事の解任
（２）定款の変更
（３）基本財産の処分または除外の承認
（４）その他、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上にあたる多数をもって決議するものとして法令で定められた事項

３　理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数がこの定款に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（評議員会の議事録）
第１９条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した評議員の内から議長が指名した２名が議事録署名人となり、前項の議事録に記名押印する。

第６章　役員等

（役員の設置）
第２０条　この法人に、次の役員を置く。
（１）理事　５名以上７名以内
（２）監事　１名以上２名以内
２　理事のうち１名を理事長とする。
３　必要があれば、理事長以外の理事の一部または全部を、執行理事とすることができる。
４　理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、執行理事をもって同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）
第２１条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長及び執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
３　副理事長２名以内、専務理事１名を理事会の決議によって執行理事の中から選定することができる。

（理事の職務及び権限）
第２２条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表して業務を執行し、執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。なお、理事会において特に担当の定めのない業務は、理事長の担当業務とする。
３　副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。また理事長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
４　専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
５　理事長及び執行理事（副理事長、専務理事を含む）は、毎事業年度毎に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第２３条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

２　監事は、常に理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第２４条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
３　補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
４　役員は、任期の満了または辞任により退任した後も、第２０条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第２５条　役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

（役員の報酬）
第２６条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、かつ報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

（顧問）
第２７条　この法人に、若干名の顧問を置くことができる。
２　顧問は、評議員会の決議によって選任する。
３　顧問の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
４　顧問は無報酬とする。

（顧問の職務及び権限）
第２８条　顧問は、理事長の諮問に応え、理事会から諮問された事項について意見を述べることができる。但し、理事会の議決権は有しない。

第７章　理事会

（理事会の構成）
第２９条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（理事会の権限）
第３０条　理事会は、次の職務を行う。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長及び執行理事（副理事長、専務理事を含む）の選定及び解職
（４）運営協力会員、伝承委員、嘉多丸会囃子方の選任及び解任並びに職務の承認
（５）評議員会の開催日時及び開催場所並びに目的とする事項の決定
（６）評議員候補者の推薦
（７）規則の制定、変更及び廃止

（理事会の招集）
第３１条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき、または理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
３　理事長及び副理事長が欠けたとき、または事故があるときは、専務理事が理事会を招集

する。
４　理事長、副理事長及び専務理事が欠けたとき、または事故があるときは、執行理事が理事会を招集する。

（理事会の決議）
第３２条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定に関わらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案し、それに対して理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。但し、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

（理事会への報告の省略）
第３３条　理事または監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。
２　前項の規定は、第２２条第５項の規定による報告については適用しない。

（理事会の議事録）
第３４条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
２　理事長及び監事並びに議事録作成者は、前項の議事録に記名押印する。
３　前項の規定に関わらず、理事長が欠席した理事会においては、出席者全員が第１項の議事録に記名押印しなければならない。

第８章　運営協力会

（運営協力会）
第３５条　この法人に、運営協力会を置く。
２　運営協力会は、次項の定めに基づいて選任された運営協力会員で構成する。
３　運営協力会員は、函谷鉾町内の地権者及び函谷鉾行事の運営に協力している者の中より２５名以内を理事会において選定する。
４　運営協力会は、次に掲げる事項を行う。
（１）函谷鉾行事の伝統継承や運営に関して協議し、理事会に提案すること。
（２）毎年の行事を円滑に運営するための個別事項を協議すること。
５　運営協力会の運営についての細則は、理事会において定める。
６　運営協力会員は無報酬とする。

第９章　伝承委員会

（伝承委員会）
第３６条　この法人に、伝承委員会を置く。
２　伝承委員会は、理事会において選定された伝承委員で構成する。
３　伝承委員は、函谷鉾行事の運営に参加している者の中より３５名以内を理事会において選定する。
４　伝承委員会は、函谷鉾の保存継承に関して理事長または執行理事（副理事長、専務理事を含む）を補佐し、事業運営に携わる。
５　伝承委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
６　伝承委員は無報酬とする。

第１０章　嘉多丸会

（嘉多丸会）
第３７条　この法人に、嘉多丸会（かたまるかい）を置く。
２　嘉多丸会は、理事会において選定された囃子方で構成する。
３　嘉多丸会の運営についての細則は、理事会において定める。
４　嘉多丸会囃子方は無報酬とする。

第１１章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第３８条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第１１条についても適用する。
３　この定款の変更に際しては、法令で定めるところの認定または届出を要する。

（解散）
第３９条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第４０条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併によってこの法人が消滅する場合には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、公益認定の取消しの日または当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に

贈与するものとする。

（残余財産の帰属）
第４１条　この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第１２章　情報公開

（備付け書類）
第４２条　次に掲げる書類のうち、第１号は常に、第２号は当該事業年度が終了するまでの間、第３号及び第４号は当該事業年度終了後５年間、事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。
（１）定款
（２）第７条第１項の書類
（３）第８条第１項の第１号から第５号までの書類
（４）監査報告書

（公告）
第４３条　この法人の公告は、電子公告による。
２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第１３章　補則

（細則）
第４４条　この定款に定めるものの他、この法人の運営に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める

特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第６条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の理事長は、岡本正とする。

４　令和元年６月６日開催の評議委員会において、第３５条３項及び第３６条３項を改正し、同日施行する。

別表第１　基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第５条関係）

財産種別	場所・物量等
土地	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町８９番地 宅地　３１０．６４㎡

別表第２　公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（第５条関係）

財産種別	場所・物量等
函谷鉾及び附属什器備品	重要有形民俗文化財函谷鉾に包括される財産の全部、即ち重要無形民俗文化財京都祇園祭山鉾巡行行事に使用する函谷鉾の木造部材、美術工芸品及び附属什器備品一切 御神號　３点 稚児衣装　２１点 懸装品　４９点 懸装品（保管品）４６点 神前飾　２０点 鉾組　真木　３２点 鉾組　屋根　１０３点 鉾組　真木及び屋根古材　４９点 合計　３２３点（別紙詳細）
古文書	古文書　５４６点（別紙詳細）